

2015年 月 日

従業員のみなさんへ

総務部長

マイナンバー通知カードの厳重保管をお願いします

来年1月よりマイナンバー制度がスタートすることになりました。マイナンバーとは、住民票を有するすべての国民に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される国民の番号になります。

それに先立ち、10月に住民票に記載されているみなさんの住所に各市町村からマイナンバーの通知カードが簡易書留で郵送されます。この通知カードは今後、みなさんの市民生活において非常に重要なものとなりますので、破棄することなく、厳重に保管するようにしてください。

このマイナンバーは今後の社会保険の手続きや年末調整などで必要になることから、後日、今回郵送される通知カードを会社に提出していただきます。その際には改めてお願いをしますので、ご協力をよろしくをお願いします。

不明点などがある場合には、総務部までお問い合わせください。

以上